医療法人ときわ会 介護老人保健施設明生園

指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

当施設はご契約者に対して介護保健施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

なお、当施設の利用は、原則として要支援・要介護認定を受けている方が対象となります。

目 次

- 1 明生園通所リハビリテーションの概要について
- 2 当事業所の運営方針・目的について
- 3 サービス内容について
- 4 利用料金について
- 5 サービスの利用と終了の方法について
- 6 サービス内容に関する相談・苦情について
- 7 緊急時・事故発生時の対応について
- 8 防災対策について
- 9 秘密保持及び個人情報の使用について

1. 明生園通所リハビリテーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	介護老人保健施設「明生園」
所在地	青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田2-1
電話番号	0172-65-4051
FAX番号	0172-65-4051
事業所番号	252380001
サービス提供地域	藤崎町・田舎館村・板柳町・黒石市・青森市浪岡

※ 上記のサービス提供地域以外にお住まいの方でもご希望の場合はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	業務内容		
医師	1名		利用者の病状を把握し、利用者の診察、健康管理、保健衛生指導を行う。		
看護職員	3名		医師の診療補助、看護ならびに利用者の衛生 管理及び日常生活の援助を行う。		
介護職員	10名		利用者の日常生活の援助を行う。		
理学療法士又 は作業療法士	2名		利用者の機能回復の促進及び機能低下の予 防を行う。		

(3) 当事業所の設備概要

※ 浴室【一般浴槽室、特殊浴槽室】、機能訓練室、食堂、静養室、相談室を備えております。

(4) サービスの提供時間帯・営業日時

「サービス提供時間」・・午前8時50分より午後4時50分まで。

「営業日時」・・通年(※ただし、1月1日、10月の第3土曜日、日曜日は定休日となります。)

2. 当事業所の運営方針・目的

(1)目的

※ 利用者が可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図る事を目的としています。

(本人の状態(病状)だけでなく、家族が病気・外出・農繁期などで本人の介護を出来なくなった時にもご利用できます。)

(2) 運営方法

- 1. ご利用の方の要介護状態軽減または悪化の防止、要介護状態となる事の予防に役立つよう、 その目標を設定し計画的に行います。
- 2. ご利用の方の身体拘束その他通所者の行動を制限する行為は行いません。やむをえず拘束する場合は利用者またはその家族に説明を行います。
- 3. 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図ります。

3. サービス内容

- 1. 送迎
- 2. 食事
- 3. 入浴
- 4. 運動療法
- 5. 自主トレーニング
- 6. レクリエーション・手工芸
- 7. 日常生活動作に関する訓練
- 8. 自助具適用·使用訓練
- 10. 生活相談

◎サービス利用にあたっての留意事項

- 1. サービスの中止、変更については、当日の朝 8:00 までにご連絡ください。また、ご家族の都合等の理由で送迎時間の変更希望がありましたらご相談ください。
- 2. 食事について、苦手な献立や食べられない物がありましたら利用日の2日前までにご連絡下さい。なお、明生園通所施設に来園後、体調不良等の理由で受診または帰宅し、当日のご利用なしとなった場合でも、昼食の準備にて材料を消費している為、昼食代が発生してしまう事はご了承下さい。
- 3. 祭日の個別リハビリはお休みとなります。
- 4. 原則として利用料以外の高額な金銭、貴重品の持ち込みは禁止しております。もし、紛失等された場合、施設では責任を負いかねますのでご遠慮ください。
- 5. 特別な理由がない場合を除いて、食事やお菓子類の持ち込みは禁止しております。また、利用者間での食料品や衣料品の購入依頼、受け渡しについても禁止しております。
- 6. 原則として施設内での飲酒・喫煙は禁止しております。
- 7. 職員や利用者に対し迷惑を及ぼすような営利活動、政治・宗教活動、勧誘は禁止します。
- 8. 自然災害、感染症等で事業所が一時的に休業し、予定していたサービスが提供できなくなる事があります。
- 9. 利用者及びその家族がサービス利用料金を 3 ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず 10 日間以内に支払われない場合、サービスを中止させて頂きます。

4. 利用料金表

区 分		金額			
通常規模	要介護 1	日額	553 円		
通所リハビリテーション費	要介護 2	日額	642 円		
(4 時間以上 5 時間未満)	要介護 3	日額	730 円		
送迎を行わない場合は片道につき	要介護 4	日額	844 円		
47 円を減算	要介護 5	日額	957 円		
	要介護 1	日額	622 円		
(5時間以上6時間未満)	要介護 2	日額	738 円		
送迎を行わない場合は片道につき	要介護 3	日額	852 円		
47 円を減算	要介護 4	日額	987 円		
	要介護 5	日額	1,120 円		
	要介護 1	日額	715 円		
(6時間以上7時間未満)	要介護 2	日額	850 円		
送迎を行わない場合は片道につき	要介護 3	日額	981 円		
47 円を減算	要介護 4	日額	1,137 円		
	要介護 5	日額	1,290 円		
	科学的介護推進体	月額 40 円			
加算(通所リハビリテーション)	(退院日又は認定日から起算して3月以内) 一週間に概ね2回利用、1回40分以上の個別リハビリ 日額110円 認知症短期集中リハビリテーション加算(I) (退院、退所または通所利用開始から起算して3ヶ月以内) 一週間に2日を限度、1回20分以上の個別リハビリ				
	日額 240 円				
	サービス提供体制	1回22円			
	重度療養管理加算	1 日 100 円			
	退院時共同指導力	1回600円			
	栄養アセスメント	月額 50 円			
要支援 1	(利用12ヶ月超2	月額 2,268 円			
要支援 2	(利用12ヶ月超4	月額 4,228 円			
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援 1	月額	88 円		
リーころ促供性制度化加昇(1)	要支援 2	月額	176 円		
入浴介助加算(I)	日額 (要支援 1・	40 円			
食費	日額		500 円		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			6.6%		
手芸材料・教養娯楽費(希望される方)	材料代実費				

5. サービスの利用と終了の方法

1. 「利用開始」

まずは直接、またはお電話でお申し込みください。当事業所の担当職員がお伺いします。

- ※ 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員(ケアマネージャー)とご相談ください。
- 2. 「利用の終了」

当事業所の職員、または担当の介護支援専門員(ケアマネージャー)に前もってお申し出てください。

6. サービスに関する相談・苦情

当事業所への相談・苦情窓口

「担当」・・・古川幸世(看護主任)

電話番号・FAX・・・0172-65-4051

7. 緊急時・事故発生時の対応

◎緊急時の対応

サービスの提供中に、不測の事態による事故や容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより 主治医、救急隊、御家族、介護支援専門員等へ連絡し、必要な措置を講じます。

◎損害賠償

サービスの提供中に、こちらの不注意や対応のミスで事故が発生した場合はお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所に連絡いたします。また、お客様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発した場合は速やかに損害賠償いたします。

8. 防災対策

防災設備:スプリンクラー・消火器・消火栓・火災報知機

防災訓練:年2回

9. 秘密保持及び個人情報の使用

ご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、生命・身体に危険がある場合など 正当な理由がある場合を除いて第三者に漏らす事はありません(また、従業者が業務上知り得た秘密 及び個人情報は、従業者でなくなった後においても第三者に漏らす事はありません)。

ただし、サービス担当者会議等において、必要な情報については利用者にとって有益になる場合に 限り利用させて頂く事があります。